

住民税非課税世帯等臨時特別給付金を支給します

を支給します



市ホームページ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々の生活・暮らしへの支援を行うため、住民税非課税世帯などに対して、臨時特別給付金を支給します。

対象 ①令和3年12月10日(基準日)において市内に住民登録があり、世帯員全員が、令和3年度の住民税が非課税である世帯の世帯主
②①以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し①

の世帯と同様の事情がある
と認められる世帯(家計急変世帯)の世帯主

※①②いずれも、住民税が課税されている方の扶養親族などのみで構成される世帯は給付対象外となります。

●対象世帯はさらに(1)~(3)に分けられます

- (1) ①のうち世帯員全員が令和3年1月1日以前から現住所に居住する世帯
- (2) ①のうち世帯の中に令和3年1月2日以降に転入した方がいる世帯
- (3) 家計急変世帯

給付額

1世帯10万円

ご注意を!

本給付金を装った「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに、国・県・市の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、能代市福祉課(給付金担当)や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

申請方法

- (1) 対象と見込まれる世帯には、2月7日から支給要件確認書を発送しています。確認書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。
- (2) 申請書の提出が必要で
- (3) 申請書などは、福祉課窓口または、市ホームページから入手できます。住民税非課税世帯等臨時特別給付金窓口へ直接または郵送で提出してください。

提出期限

- (1) 5月13日(金)
- (2) 9月30日(金)

問合せ・宛先

〒016-8501 能代市上町1番3号福祉課 住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当
☎89・2925 (非課税世帯)
☎89・2926 (家計急変世帯)

申請はお済みですか

子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した子育て世帯などの皆さんへ特別給付金を支給しています。

対象 平成15年4月2日~令和4年3月31日生まれ(特別児童扶養手当を受給している児童については平成13年4月2日~令和4年3月31日生まれ)の児童を養育する父母等で次の①~③のいずれかに該当する方
① **ひとり親世帯**で公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童

扶養手当を受給していない方で、令和元年中の収入が児童扶養手当受給者と同水準の方

- ② **ひとり親世帯**で令和2年2月~4年2月の任意の月の収入×12カ月が児童扶養手当受給者と同水準となる方
 - ③ **ふたり親世帯**で令和3年1月~4年3月の任意の月の収入×12カ月が住民税非課税相当となる方
- 申請期限**
- ① ②: 2月28日(月)
 - ③のうち任意の月の収入を、令和3年1月~4年1月とする方: 2月28日(月)
 - ③のうち任意の月の収入を、令和4年2月とする方: 3月15日(火)
 - ③のうち任意の月の収入を、令和4年3月とする方: 4月15日(金)

給付額

養育する児童
1人につき5万円

問合せ 子育て支援課

☎89・2946